

令和 5(2023)年度

大田区

総合事業事業者

YOUTUBE研修

(制作)大田区

高齢福祉課 総合事業担当

## 第1章 地域支援事業と総合事業の創設

- 1 地域支援事業と総合事業の導入の背景
- 2 地域包括ケアシステムの構築
- 3 多様な住民主体の支援を充実させる取組
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業の構成
- 5 地域支援事業と総合事業

## 第2章 大田区の総合事業

- 1 大田区総合事業がスタートするまで
- 2 大田区の総合事業とは
- 3 総合事業の体系図
- 4 総合事業の利用について
- 5 総合事業の利用対象者について
- 6 大田区総合事業のサービス種別
- 7 サービスA（緩和した基準によるサービス）  
    《訪問型サービス》生活力アップサポート  
    《通所型サービス》はつらつ体力アップサポート／いきいき生活機能アップサポート
- 8 サービスB 《住民主体によるサービス》絆サポート
- 9 サービスC 《短期集中予防サービス》元気アップリハ

## 第3章 社会資源の活用

- 1 その他保険外サービス
- 2 社会資源の活用と情報の見える化
- 2-1 「ミルモネット」の活用

## 第4章 大田区総合事業ガイドブック&大田区総合事業ケアマネジメントマニュアルのご紹介

# 第1章

## 地域支援事業と総合事業の創設

# 1 地域支援事業と総合事業の導入の背景

～ニーズの増大と担い手の減少～

(1) 少子高齢化の進行

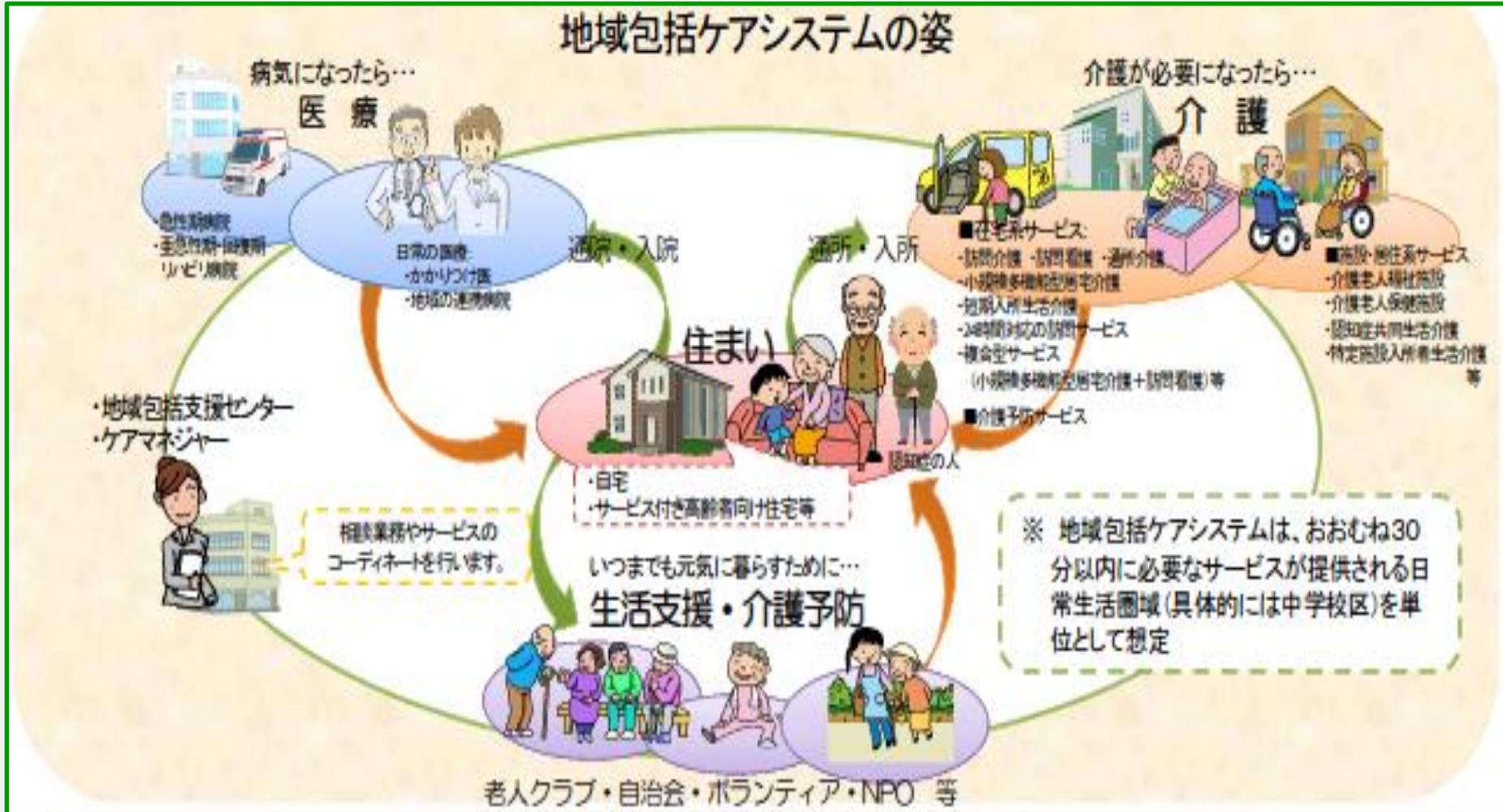
(2) 介護人材の不足

(3) 社会保障費の増加と財源の不足

# 2 地域包括ケアシステムの構築

## ～地域包括ケアシステムとは～

「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の5つが一体的に提供



# 3 多様な住民主体の支援を充実させる取組

～地域生活は専門職だけでは支えられない～

現状の課題

友人・隣人との交流



支援や介護が必要になると、友人・隣人との関係は希薄になり、支援を受ける一方の人間関係に変化



これまでの地域との  
つながりは疎遠に？

これから

専門職サービス



一緒に体操



おかずをおすすめ分け



お掃除のお手伝い

友人・隣人との  
“お互いさまの  
助け合い”



一緒にお買い物



ご近所同士で茶話会

“お互いさまの助け合い”の輪を広げていくことで、支援や介護が必要になっても、地域社会の中から切り離されず、なじみの関係を継続できる

# 4 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

**介護給付** (要介護1~5)

現行と同様

**介護給付** (要介護1~5)

**介護予防給付**

訪問看護、福祉用具等

事業に移行

**介護予防給付** (要支援1~2)

(要支援1~2)

訪問介護、通所介護

全市町村で  
実施

多  
様  
化

**介護予防事業**

又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業**  
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス(配食等)
  - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

地域支援事業

地域支援事業

**包括的支援事業**

- 地域包括支援センターの運営
  - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

充  
実

**包括的支援事業**

- 地域包括支援センターの運営  
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携の推進**
- **認知症施策の推進**  
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援サービスの体制整備**  
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

**任意事業**

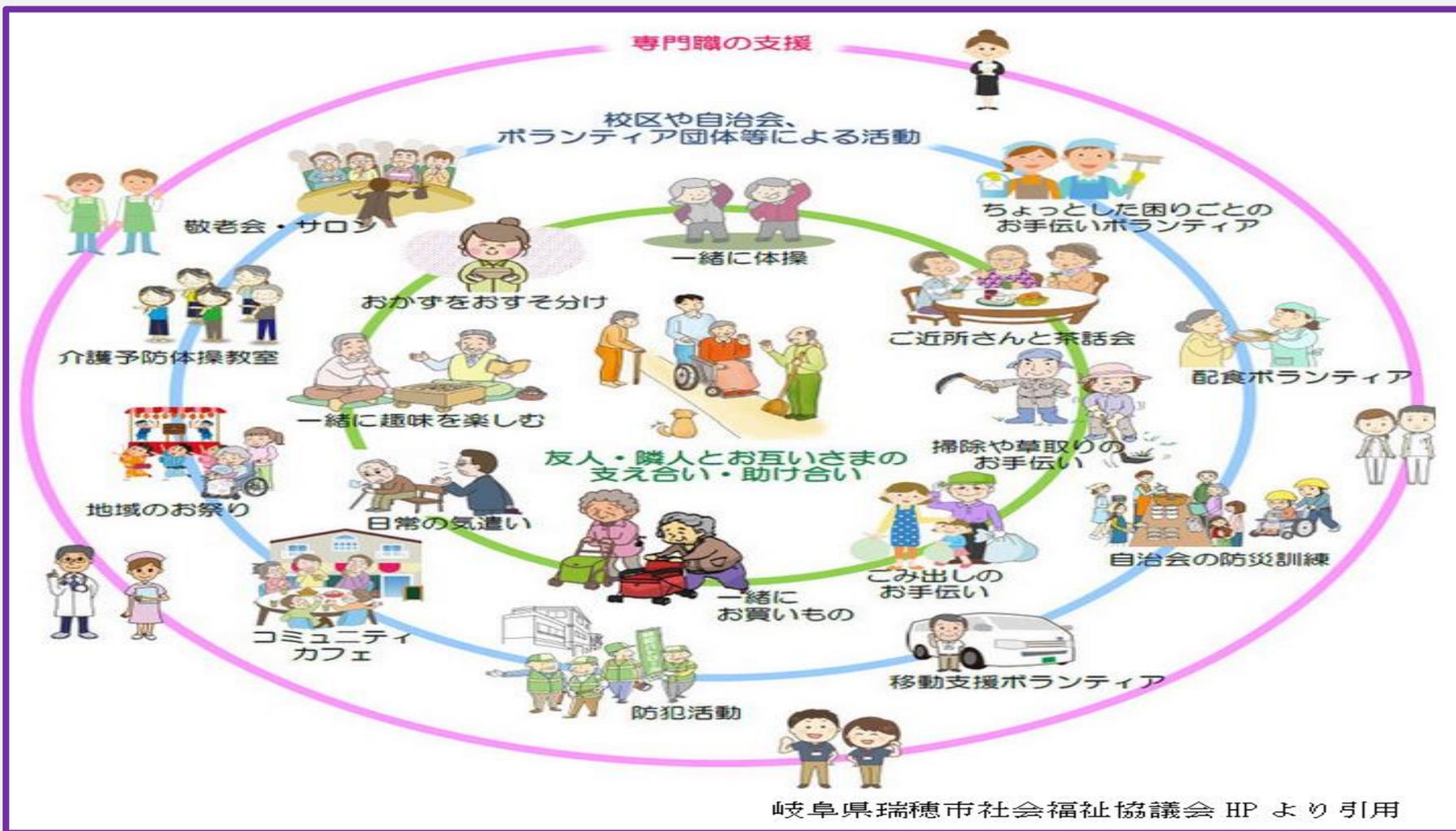
- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

**任意事業**

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

# 5 地域支援事業と総合事業

総合事業の目標は、「サービスづくり」ではなく「地域づくり」です



# 第2章

## 大田区の総合事業

# 1 大田区総合事業がスタートするまで

2000年  
(平成12年)

## 介護保険制度の創設

3年毎の大きな制度改正

2006年  
(平成18年)

## 地域支援事業が創設

【介護予防の3つの柱】

①介護予防事業 ②包括的支援事業 ③任意事業

2012年  
(平成24年)

## 介護予防・日常生活支援総合事業の創設

2015年  
(平成27年)

## 地域包括ケアシステムの構築

2016年  
(平成28年)

## 大田区総合事業がスタート

サービス：みなし（予防給付相当）サービス、絆サービス、元気アプリハ

2018年  
(平成30年)

## 大田区総合事業の本格実施を開始

サービス：緩和した基準によるサービス、絆サービス、元気アプリハ

## 2 大田区の総合事業とは



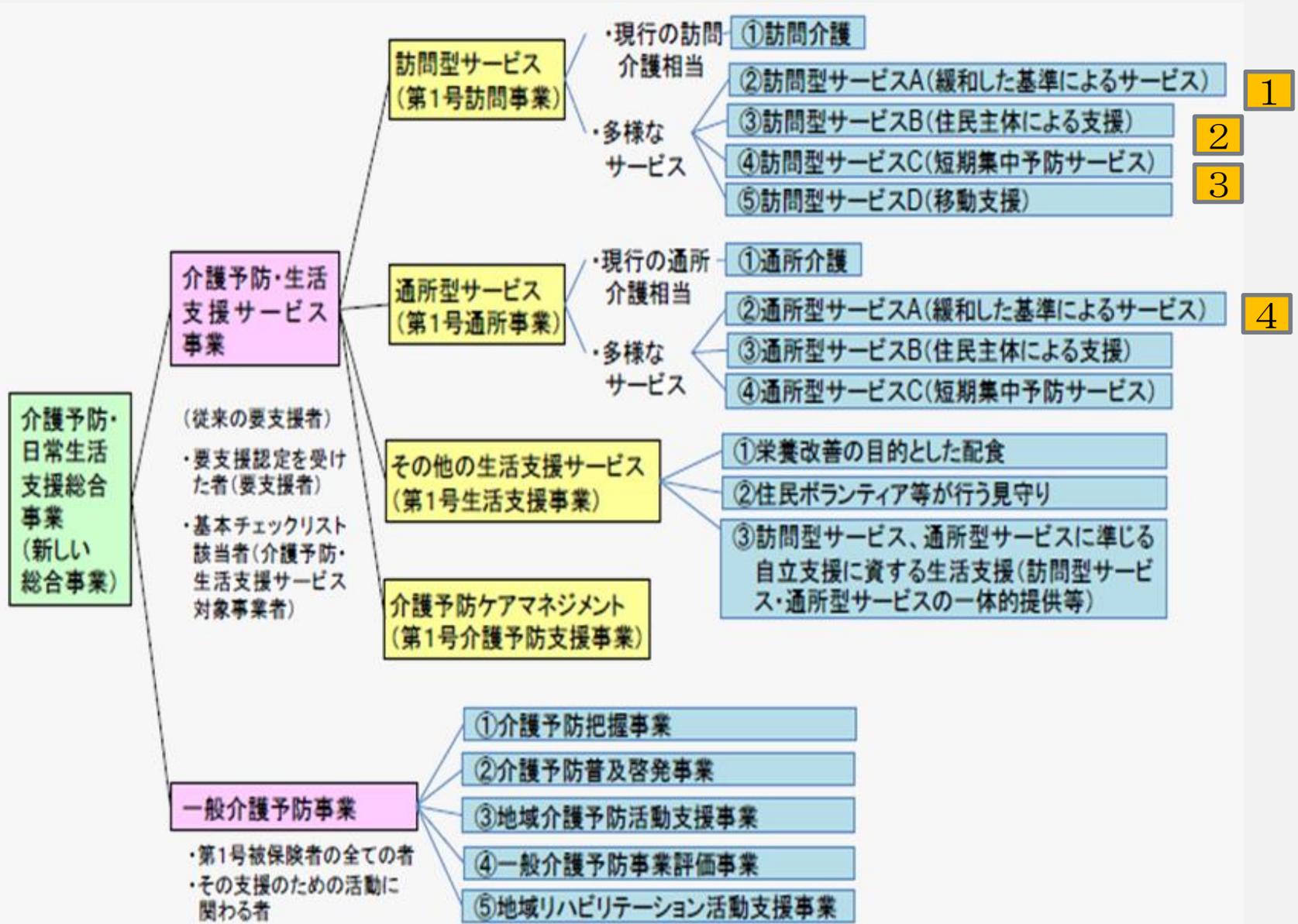
### ～自立支援からみた、生活支援サービス～

自立支援とは、単に「できないことを代わりにやる」という意味ではなく、可能な限り自分でできることは自分で対応し、本人が「できるようにになりたい」と思うことを、「できるようにする」ためのサポートを行うことです。

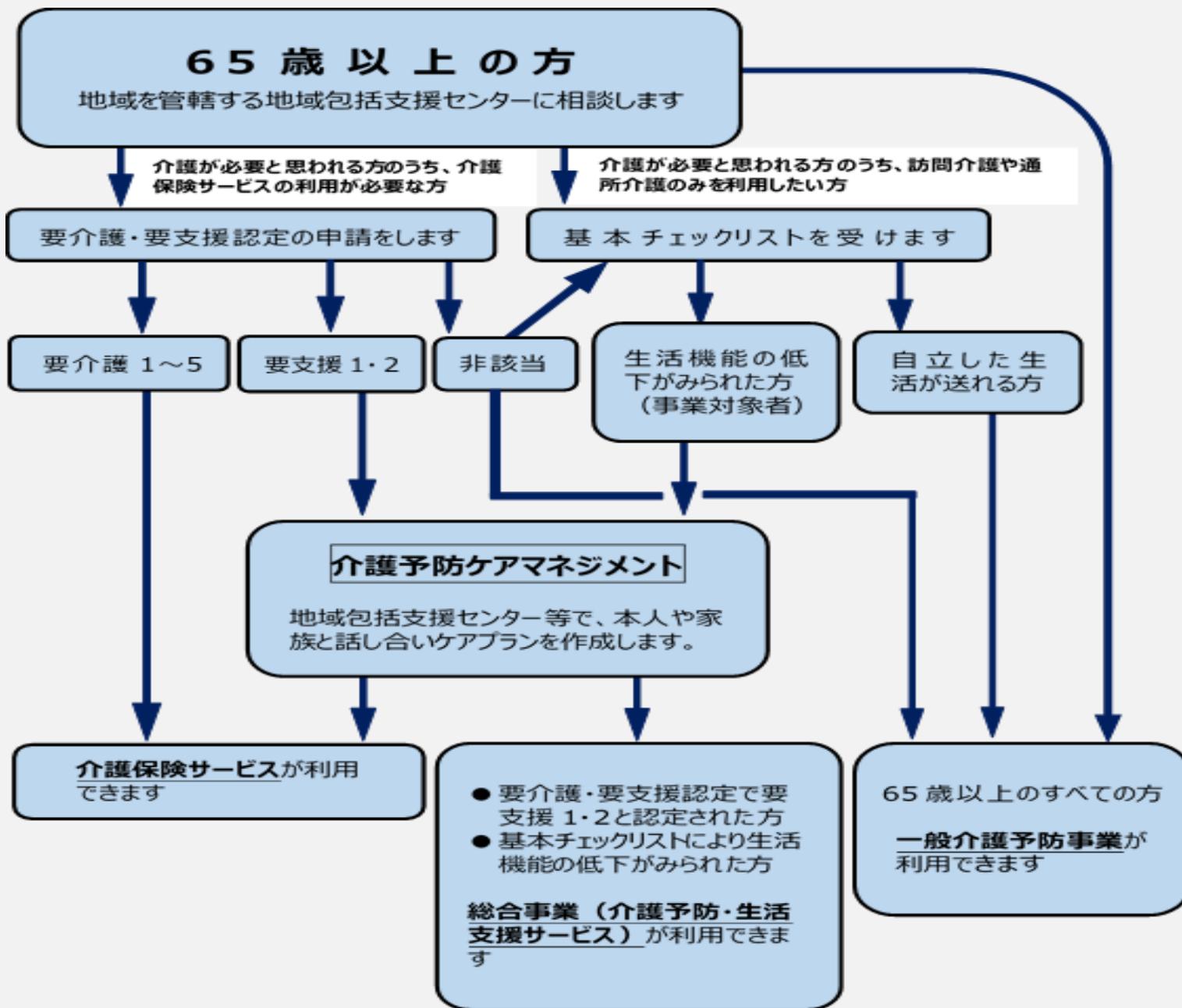
「自分のやりたいと思う行動や、普通の生活を継続することで、結果的に介護予防になる」という発想のもと、自発性と継続性を重視した支援を展開します。

大田区総合事業のサービスは、このような「自立支援」を基本に、本人の意思を尊重し、計画に基づいたサービスを提供します。

# 3 総合事業のサービス体系図



# 4 総合事業の利用について



# 5 総合事業の利用対象者について

## (1) 要支援認定者（要支援1・2）

## (2) 基本チェックリストによる事業対象者

※ 基本チェックリストとは、65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能の衰えや生活機能の低下を把握するためのしくみです。25項目の質問にお答えいただき、事業対象者（サービスが必要である方）と判定されれば、速やかに総合事業のサービスを利用することができます。

なお、第2号被保険者は対象ではありません。

### ■ 事業対象者の資格 ■

事業対象者の資格は、介護保険制度のような有効期間の設定はありません。

事業対象者の心身の状態は、一定期間の経過により変化するものと想定しており、有効期間の設定がないことを理由に、無期限にサービスの利用を継続させることがないよう注意する必要があります。

また、要介護・要支援認定の申請をした場合は、認定結果が出たタイミングで、資格は喪失となります。

なお、介護認定資格のように、住民異動に伴う資格の引き継ぎはされません。

# 6 大田区総合事業のサービス種別

事業		サービス内容	対象者
サービスA	«訪問型サービス» <b>生活力アップサポート</b> <span style="float: right;">1</span>	訪問介護員（ホームヘルパー）が、利用者と共に 行う生活援助	要支援1・2 事業対象者
	«通所型サービス» <b>はつらつ体力アップサポート</b> <span style="float: right;">4</span>	体力・筋力アップに特化した機能訓練を専門 職がサポート (5時間未満)	
	«通所型サービス» <b>いきいき生活機能アップ サポート</b> <span style="float: right;">4</span>	生活機能の向上を中心とした専門職のサポート (5時間以上)	
サービスB	«訪問型サービス» <b>絆サポート</b> <span style="float: right;">2</span>	地域のボランティアの方が本人の自立した生活 を支援	
サービスC	«訪問型サービス» <b>元気アップリハ</b> <span style="float: right;">3</span>	短期集中で機能訓練を行い、運動習慣等を 身に付け、閉じこもり防止にも有効な支援	

# 7 サービス A

## (緩和した基準によるサービス)

### ◆利用期間◆

サービスの利用期間は **原則 1 年** です。これは、介護予防の取組を行ううえで、目標の目安となる期間として設定しています。

サービスの利用にあたっては、開始から 1 年目のタイミングで評価会議を開催し、その後のサービス継続の可否を見極めます。

### ◆利用回数◆

月 9 回までの上限設定

訪問型サービス 9 回まで

通所型サービス 9 回まで

ケアマネジメント主導で、自立に向けた支援計画に基づき、必要な供給量を本人の状況、提供事業所との連携の中で設定します。状況の変化に合わせて、上限 9 回までの範囲で回数の変更が可能です。

### ◆利用者負担割合◆

介護給付と同様の負担割合（1 割から 3 割）

2023.8.1現在

# 《訪問型サービス》



## ■生活力アップサポート■

**内 容** : ホームヘルパーが、利用者と共にいる生活援助サービス

**提 供 者** : 大田区における指定事業者 (A3)

**単 位** : 実績ごとの回数払い 1回285単位 (1単位=11.4円)

**加 算** : 初回加算 200単位

**利用回数** : 上限月9回、原則上限週2回

**利用時間** : 30分から60分

### ◆提供内容例◆

- ・利用者と共にいる調理 (安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- ・入浴、更衣等の見守り (転倒予防のための声かけ、気分の確認、必要に応じた介助 など)
- ・洗濯の一連の作業を安全確認を行いながら、共に実施。
- ・自宅から目的地までの歩行時の見守り、必要に応じた介助。
- ・目的地での受付補助、支払い等のやりとりの見守り、スケジュール等の把握、その他の補助。

※ 最終目標は、ご自身の力で、目的を達成することをめざします。

2023.8.1現在

# 《通所型サービス》

## ■ はつらつ体力アップサポート/ いきいき生活機能アップサポート ■

### ◆通所型サービスの共通事項◆



提供者：大田区における指定事業者（A7）

加算：運動器機能向上加算・225単位、  
口腔機能向上加算・150単位、  
栄養改善加算・150単位

利用回数：上限月9回  
「はつらつ体力アップサポート」と  
「いきいき生活機能アップサポート」を  
合わせて9回まで、原則上限週2回

## ■ はつらつ体力アップサポート（5時間未満） ■

内 容：体力・筋力アップに特化した機能訓練を専門職がサポート

利用時間：2時間～5時間未満

単 位：実績ごとの回数払い 1回338単位（1単位＝10.9円）

## ■ いきいき生活機能アップサポート（5時間以上） ■

内 容：生活機能の維持向上を中心にしたサポート

利用時間：5時間以上

単 位：実績ごとの回数払い 1回389単位（1単位＝10.9円）



## 8 サービスB（住民主体によるサービス）

### 《訪問型サービス》



### ■絆サポート■

**内 容**：利用者が自立した生活を維持するために必要な支援を、地域の有償ボランティアが提供

**提 供 者**：大田区社会福祉協議会  
おおた地域共生ボランティアセンター  
TEL 03-5703-8230

**利 用 料**：30分 500円

※ 生活保護受給者の利用者負担は、実績報告書に基づき後日区が事業者へ支払う。

※ 別途、訪問時に要した交通費の実費負担が必要

**徴収方法**：月締めで利用料を支払う

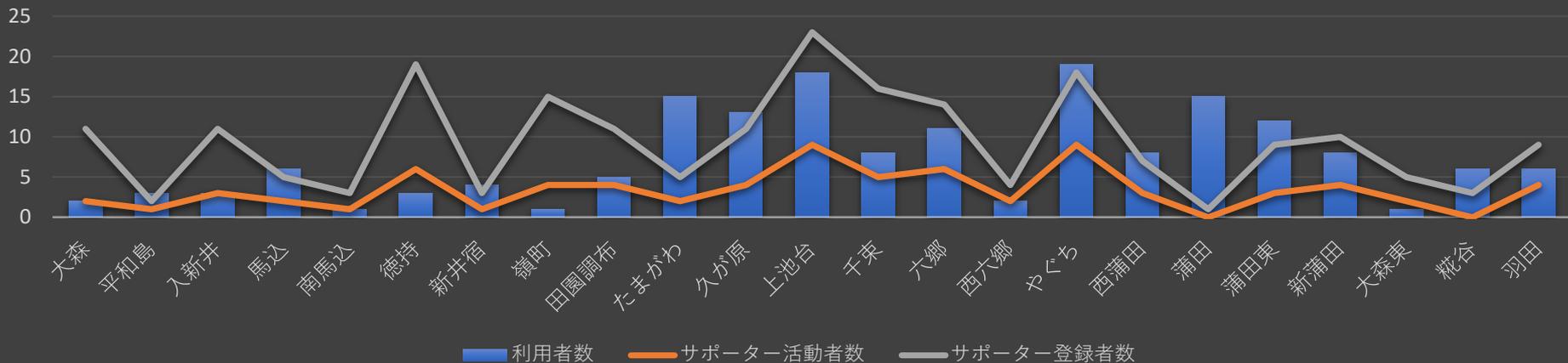
口座引き落とし（原則、ゆうちょ銀行口座から）

**利用時間**：原則30分（必要に応じて延長可能、最長2時間まで）

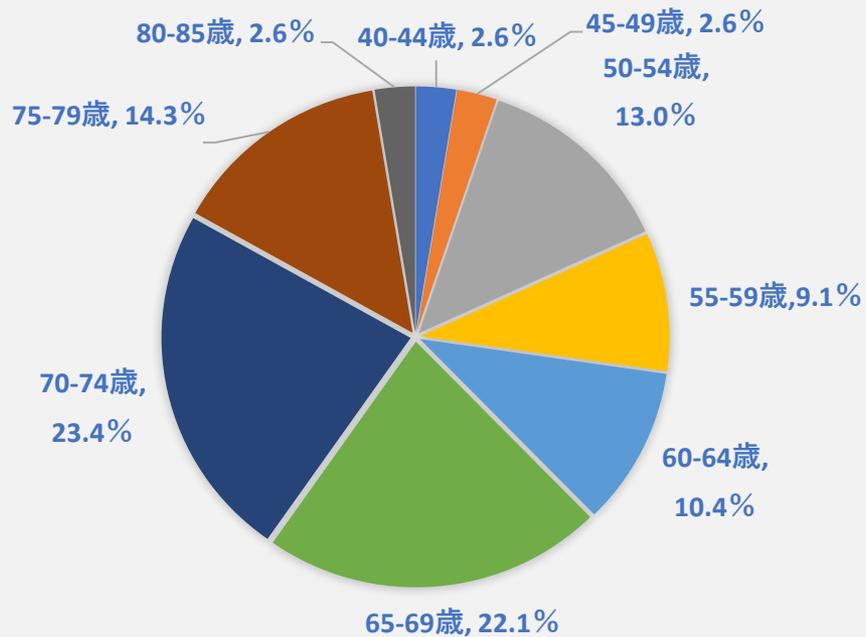
**利用回数**：原則上限週2回

**提供可能時間**：月～金曜日 9時～17時

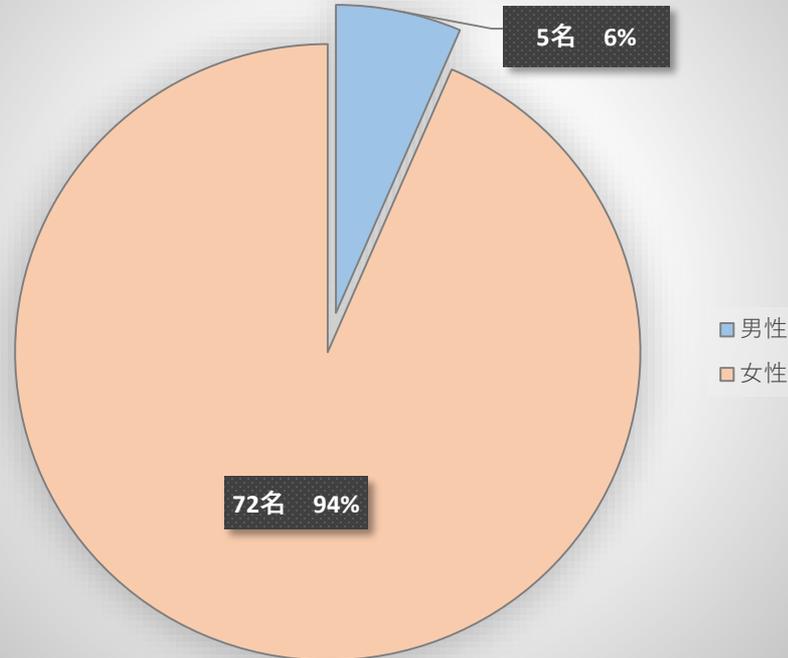
# 令和5年3月 絆サポート利用者・サポーター地区別分布グラフ



## 令和5年3月 絆サポーター（活動者） 年代別グラフ



## 令和5年3月 絆サポーター 活動者数（77名）



## 9 サービスC（短期集中予防サービス）

### 《訪問型サービス》



### ■元気アップリハ■

**内 容：**機能訓練指導員が自宅を訪問し、短期集中的に機能訓練（外出訓練を含む）を行う。運動習慣を身につけ、退院直後や閉じこもり防止等に有効な支援

**提 供 者：**公益社団法人東京都柔道整復師会 大田支部

TEL：080-4384-4207 FAX：03-6425-7738

**利 用 料：**1回 30分 400円

※ 生活保護受給者の利用者負担は、実績報告書に基づき後日区が事業者へ支払う

**徴収方法：**直接払い

**利用時間：**1回 30分

**利用回数：**原則上限週2回

**利用期間：**原則6か月以内（必要に応じて延長可能、最長9か月まで）

**提供可能時間：**原則月～金曜日 13時～17時

# ◆ 元気アプリハの令和3年度からの変更点 ◆

～利用要件を一部緩和したことで、サービスがより利用しやすくなりました～

- 1 原則週2回 ※月の上限を廃止
- 2 利用目的が異なれば、元気アプリハと通所デイ等の併用を可
- 3 6か月の利用期間が終了した方も、一定期間を経過したら、必要に応じて再度利用可

# 第3章

## 社会資源の活用

# 1 その他保険外サービス

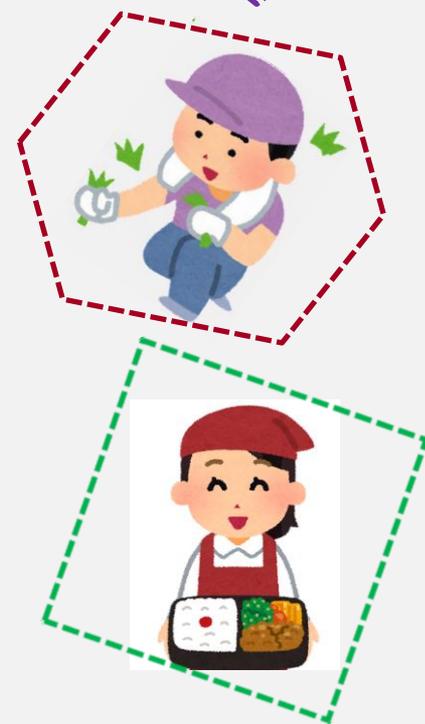
## (1) 大田区社会福祉協議会

- 助っ人サービス ■
- 絆サポート～社協独自事業～ ■
- ほほえみ訪問事業 ■
- 地域福祉権利擁護事業 ■



## (2) 大田区シルバー人材センター

- ちょこっとサービス ■
- 家事援助サービス ■
- たすかるサービス ■



## (3) その他 民間のサービス

## 2 社会資源の活用と情報の見える化

これまでの社会資源情報は…

- ・チラシ・リーフレット等の大量の紙資料
- ・個々の経験や記憶

情報の整理・共有、引継ぎが  
難しい！！

大田区は、ミルモネットの活用を推進しています

# 2-1 『ミルモネット』の活用



- 「ミルモネット」とは、通いの場などの情報を登録・検索・管理できるウェブサイトです。
- アカウントを付与された関係者（包括、事業者等）のみがアクセスできます。
- 条件（場所、体操など活動内容等）を選んで検索でき、地図上のマッピングも可能で、それを印刷することもできます。

★ケアプラン作成や相談時の参考として活用するとともに、新規情報の登録と既存情報の更新をお願いします。

## 介護保険内・外情報を、幅広く掲載

### 介護保険内サービス

- ・通所系（通所介護・通所リハなど）
- ・訪問系（訪問介護、訪問看護など）
- ・短所入所
- ・居宅介護支援事業所

写真付き通所事業者数 **約90%**

### 介護保険外サービス

- ・活動・いきいの場
- ・配食サービス
- ・介護タクシー
- ・訪問理美容
- ・遺品整理・生前整理 など8種別

掲載数 **500カ所以上**  
（活動・通いの場掲載数約400カ所）

# 豊富な写真で伝わるサービス内容

サービスメニュー

さんぶるアイサービスセンター 馬場町

介護	清掃	写真	メニュー
			
			

# サービスの詳細が一目でわかる

サービスメニュー

シニアのあんしん福祉家宅訪問ごはん宅配

お問い合わせはこちら

項目	メニュー	写真	メニュー
● 提供・対象地域	馬場町・馬場町2丁目・馬場町3丁目・馬場町4丁目		
● ご利用可能なサービス	ご自宅までお届けいたします。		
● 営業時間	(月) 10時 - 18時		
● 営業日	月、水、木、金		
● 営業日以外			
● 料金	馬場町地区は別途料金でサービス提供いたします。		
● 問い合わせ	03-5555-5555		

サービス内容

**宅配食事サービス比較**

高齢者向け・宅配食事・宅配食事の宅配サービス  
 「高齢者向け・宅配食事・宅配食事の宅配サービス」は、  
 高齢者向け・宅配食事・宅配食事の宅配サービスです。

高齢者向け・宅配食事・宅配食事の宅配サービスは、  
 高齢者向け・宅配食事・宅配食事の宅配サービスです。  
 高齢者向け・宅配食事・宅配食事の宅配サービスは、  
 高齢者向け・宅配食事・宅配食事の宅配サービスです。

**利用料は無料！**

# 第4章

## 大田区総合事業ガイドブック

### 大田区総合事業

### ケアマネジメントマニュアル

初任者向け

# 大田区総合事業 ガイドブック



©大田区

令和4年10月1日現在  
大田区高齢福祉課

1

大田区  
介護予防・日常生活支援総合事業  
ケアマネジメントマニュアル

作成者	大田区 福祉部高齢福祉課
作成日	2017年11月14日
最終更新日	2022年10月1日

区HP等で公開しています！

大田区総合事業YouTube研修を  
ご視聴いただきまして  
誠にありがとうございました。

※ アンケートにご協力をお願いします！



©大田区

